

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）神奈川県出展 協賛 募集要項

1 趣旨

神奈川県は、2027年国際園芸博覧会（以下、「GREEN×EXPO 2027」という。）への出展に際し、県内の花き園芸・造園・農の振興はもとより、GREEN×EXPO 2027のテーマである「幸せを創る明日の風景」との調和を踏まえ、県が掲げる施策を国内外に広くPRするとともに、来場者の意識変容・行動変容を促し、地域における様々な取組に広げることで、県政の基本理念である「いのち輝く“Vibrant INOCHI”」の実現を目指します。

本要項は、GREEN×EXPO 2027における神奈川県出展（以下、「県出展」という。）を、より魅力のある充実したものにするため、本事業に賛同し、県に対して協賛いただける企業・団体等（以下、「協賛者」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 協賛の概要

県出展における協賛は「展示コンテンツ協賛」と「一般協賛」の2種類を設定します。

(1) 展示コンテンツ協賛

県出展の理念に合致する展示物の設置などを実施していただく制度です。

本協賛は、展示物の設置などに必要な資金・物品・役務を提供していただきます。

(2) 一般協賛

県出展の運営に必要な資金・物品・役務を協賛いただく制度です。

なお、「一般協賛」にて募集する物品については、「一般協賛募集リスト」をご確認ください。

※ 「一般協賛募集リスト」については、随時追加する予定です。

3 募集内容

県出展への協賛は、協賛者の皆様からのご支援により、資金・物品・役務をご提供いただく仕組みとし、次のいずれかの方式によりご提供いただきます。

(1) 資金提供

県出展に要する資金を募集します。提供いただいた資金は、県出展に係る経費に使用します。また、県出展の中で、用途を希望することも可能です。その場合、実際の用途については協賛決定後、個別に相談させていただきます。

(2) 物品提供

県出展で必要とする物品等が無償でご提供いただきます。

所有権等は神奈川県に帰属します。

(3) 役務提供

県出展で必要とする技術やサービス等が無償でご提供いただきます。

必要に応じて別途ライセンス契約等を締結します。

(4) 無償貸与

県出展で必要とする物品等を協賛者所有のまま無償で貸与いただきます。

会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

4 協賛規模の算定方法について

物品・役務の協賛規模は金銭換算に基づいて算定し、原則として定価を用います。定価の提示が難しい場合は、見積事例などを示す資料のご提供をお願いします。詳細については、別途協議の上で対応します。

※ 物品等の提供や無償貸与の場合、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用は、原則として協賛者にご負担いただきます。なお、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用も金銭換算の対象とします。

※ 神奈川県が善良な管理者の注意をもって管理を行っている場合、貸与期間中（輸送期間を含む）に対象物品等が紛失・破損・汚損等が生じて、神奈川県は弁償等を行いません。

保険については、原則として協賛者にて加入をお願いいたします。なお、当該費用も金銭換算の対象とします。

※ 協賛内容が物品の提供であり、提供物品に瑕疵が存在していた場合、原則として、協賛者の負担において遅滞なく回収・交換・補修等を行っていただきます。

5 協賛にあたっての注意事項等

(1) 「サステナビリティ（持続可能性）」関係

GREEN×EXPO 2027 では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、気候変動対策や生物多様性等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GXの実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、県出展エリア内の仮設建築物は、循環（リユース、リサイクル）やカーボン排出抑制など環境負荷低減に配慮した建築としています。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027 の理念を踏まえ、持続可能性に配慮していただくようお願いします。

(2) 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027 では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027 の理念を踏まえ、全ての来館者が安全かつ快適に体験できるよう、ユニバーサルデザインの観点からアクセシビリティに配慮していただくようお願いします。この点もご協賛にあたって調整が発生する場合があります。

6 各種法令・規則等の遵守

協賛者は、協賛に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027 のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027 の一般規則、特別規則並びに参加ガイドライン、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

7 協賛者に認められる事項について

協賛者は、協賛規模に応じて、次に掲げる事項を行うことができます。
内容の詳細については、個別にご案内します。

(1) 協賛者としての呼称

協賛金額に応じた呼称を表示することができます。
ただし、商品への使用は除きます。

(例) 当社は、Vibrant INOCHI プレミアムパートナーとして、神奈川県とともに国際園芸博覧会を盛り上げてまいります！

(神奈川県は、来年3月19日から開催されるGREEN×EXPO 2027において、「Vibrant INOCHI Forest かながわ館」を出展します。)

【ご協賛金額（税抜）と呼称（協賛ランク）】

100万円以上 Vibrant INOCHI プレミアムパートナー

100万円未満 Vibrant INOCHI パートナー

(2) 県出展エリア内における名称表示

県出展エリア内の看板や協賛物品に協賛企業・団体名（企業ロゴ）を表示することができます。なお、表示できるサイズには制限があります。

ただし、令和8年12月1日以降に応募された場合、会場内の看板への表示はできませんのでご了承ください。

(3) 県出展公式ロゴマークの使用

自社使用品や企業広告に県出展の公式ロゴマークを使用することができます。

※ 上記のほか、県ホームページ及び出版物に協賛企業・団体名を掲載できます。

8 参加手続

(1) 参加資格

協賛者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。原則、個人からの申込みは受け付けません。

ア 申込みに関する責任者が申込時点で18歳以上であること。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

エ 国土交通省（本省又は関東地方整備局）、農林水産省（本省）、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

※ 参加資格の確認の詳細は別途様式にて定めます。

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として協賛参加申込をするときは、各構成員が(1)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ（団体）を統括する委員会・出展参加者会、企業同士の共同企業体等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

(3) 申込書提出

ア 受付期間

協賛募集要項公表日から

※ 資金提供以外は原則として、募集内容が充足し次第、受付終了とします（必要に応じて募集締切を提示します）。

※ 郵送の場合、申込受付締切日の消印があるものまでを有効とします。

イ 提出方法

提出書類一式を神奈川県環境農政局GREEN×EXPO推進本部室屋内展示グループ（以下、「事務局」という。）へ原則として、神奈川県電子申請システムにて提出してください。

<二次元コード>



<URL>

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=133046

神奈川県電子申請システムでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、事務局に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

※ 郵送先住所については、「12 県出展協賛に関する問合せ先」に記載。

(4) 提出書類

ア 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ 各様式は次のURLからダウンロードしてください（郵送による提供は行いません）。
（神奈川県ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rn7/2027_kokusaiengeihaku/kyousan.html

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

エ 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し、提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

オ 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、協賛参加資格を失うことがあります。

【申込に必要な書類等】

- ① 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）神奈川県出展協賛参加申込書（様式1）
- ② 登記事項証明書
 - ※ 過去3か月以内に発行された履歴事項全部証明書を提出してください。
 - ※ なお、権利能力なき社団の場合は、別途、事務局が定める書類を提出してください。
- ③ 誓約書（神奈川県暴力団排除条例関係）（様式2）
- ④ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員）（様式3-1）
- ⑤ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員以外）（様式3-2）
- ⑥ 複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員の関係を説明する資料（団体規約・相関図等）
- ⑦ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4）
 - ※ 複数の企業・団体等での申込の場合、②、③は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることがあります。

(5) 費用の負担

提出書類の作成、提出、その他県出展協賛手続に要する一切の費用は、協賛者の負担とします。

9 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。

- ・ 令和8年8月～ 協賛募集要項資料公開、参加申出受付開始
- ・ 以降随時 審査、（決定した場合）契約

10 その他

- (1) 事務局からの連絡は、原則として電子メールとします。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、申込者からの問合せを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> pref.kanagawa.lg.jp

- (2) 事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

11 特記事項

- ・ 本募集要項に記載のすべての内容は令和8年8月17日時点での内容となります。
- ・ 今後の状況により変更・修正することがあります。
- ・ 県出展協賛にかかる契約については、神奈川県と協賛者間において締結いたします。
- ・ 本協賛にて県が提供を受けた資金・物品・役務について、いかなる理由を問わず、返還請求を受け付けません。

12 県出展協賛に関する問合せ先

神奈川県環境農政局GREEN×EXPO推進本部室内展示グループ

住所：〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14

E-mail: ge-okunai.xn4v★pref.kanagawa.lg.jp

※ 迷惑メール防止のため「@」を「★」にしていますので、送信時に「@」に変更してください。

電話番号：045-285-0373

※ 電話受付時間：平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から17時まで

13 参考資料

- ・ 2027年国際園芸博覧会基本計画（協会ホームページ）
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/plan/>
- ・ 2027年国際園芸博覧会県出展基本構想（神奈川県ホームページ）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rn7/2027_kokusaiengeihaku/kihonkousou.html
- ・ サステナビリティに関する取組み（協会ホームページ）
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>
- ・ 持続可能性に配慮した調達コード（協会ホームページ）
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>
- ・ アクセシビリティ・ガイドライン（協会ホームページ）
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>